

## 業務委託契約書 (1-(2)、2-(2)、3-(2) で被災地広域連合が市町村に委託)

〇〇県後期高齢者医療広域連合 (以下「甲」という。) と□□市 (以下「乙」という。) は、△△県後期高齢者医療広域連合 (以下「△△県広域連合」という。) に委託した健康診査業務について、甲と△△県広域連合が締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約書 (以下「原契約」という。) に従い、甲が乙に原契約に基づく業務の一部を委託することについて、次のとおり合意し、委託契約書 (以下「本契約」という。) を締結する。

## (業務の内容)

第1条 甲は、原契約のうち、次に掲げる業務 (以下「委託業務」という。) の実施を乙に委託し、乙は本契約の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

- (1) 甲の被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出を受け、△△県広域連合が委託業務を実施するために必要な情報を提供すること。
- (2) △△県広域連合から健康診査の結果の報告を受けること。
- (3) △△県広域連合から委託料の請求を受け、これを支払うこと。

## (委託期間)

第2条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

## (再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

## (健診結果の送付)

第4条 乙は、△△県広域連合から健康診査の結果の報告を受けた場合には、速やかに甲に送付するものとする。

## (委託料)

第5条 乙は、△△県広域連合から委託料の請求を受け、これを支払った場合には、甲に対して支払額の請求を行い、甲はこれを支払うものとする。

## (委託料の請求)

第6条 乙から甲に対する委託料の請求は、〇〇〇〇 (支払いを証する書類、支出明細書等) を添付して行うものとする。

## (委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、乙の個人情報の取り扱いに係る条例等によるものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合  
〇〇県〇〇市〇〇〇  
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

□□市  
〇〇県□□市□□□  
市長 □ □ □ □